

産地活性化総合対策事業実施要領

IV 生産体制・技術確立支援事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表Ⅳの生産体制・技術確立支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、産地における生産体制・技術面での課題を克服するための支援を行う事業であり、

- ①産地において農業労働力が不足している場合に、地域の関係機関が連携して、子育て世代やシルバー人材等の活用や、他産業からの労働力の融通等により労働力を確保する「農業労働力確保支援事業」、
- ②実需者ニーズを踏まえた品質やブランド力など「強み」のある農畜産物づくりを推進するため、実需者をはじめとした関係者間の連携、品種・技術等の特性・有用性の分析評価等の取組を支援する「新品種・新技術の確立支援事業」、
- ③農業現場へのICTの普及を促進するため、ICT導入による経営改善事例を定量的に分析し、周知することで、担い手や現場指導者等の理解促進を図る取組等を支援する「導入効果の分析・周知による農業ICTの普及促進事業」

から構成される。

各事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 農業労働力確保支援事業
（Ⅰ）に定めるとおりとする。
- 2 新品種・新技術の確立支援事業
（Ⅱ）に定めるとおりとする。
- 3 導入効果の分析・周知による農業ICTの普及促進事業
（Ⅲ）に定めるとおりとする。